



しぶや青色

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp/>

平成25年 4月号 第5 0号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

渋谷青色申告会は

平成25年度から一般社団法人になります

平成24年分所得税・消費税確定申告終了！

渋谷青色申告会では1月21日（月）より3月15日（金）の間決算指導を実施、3月20日（火）より4月1日（月）まで消費税申告指導を、事務局にて実施いたしました。

青色申告特別控除 65 万円選択者・特に増大した会計ソフト利用者の指導に対応する為、昨年12月1日より決算申告指導の予約受付を開始、年末・年始は年末調整と平行して決算準備の個別指導を実施のうえ、1月21日（月）より3月6日（水）まで予約制で、7日以降は来局順で指導を実施いたしました。また、昨年と同様 e-Tax コーナーを設置し、申告等データを電子申告する方々の送信サポートを行いました。

1月25日以降は、東京税理士会渋谷支部の諸先生方の応援をいただき、主に所得税を中心とした指導と相談、代理送信に当たっていただきました。

例年予約が取りにくい状況になり、3月以降は非常に混み合い待ち時間も長くなりました。

来年の申告指導期間につきましては、特に会計ソフト利用者及び複式簿記の方は、早めのご予約と事前の準備をお願い致します。

「第15回通常総会」開催のご案内

拝啓 平素は、本会の会活動にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて標題の件、下記により開催いたしますので、ご多用の処恐縮に存じますが、総会提出議案についてご審議を賜りたく、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、ご出席の方は、5月17日（金）までに最寄りの役員又は事務局へお申込下さい。

日時

平成25年5月28日（火）
「通常総会」午後4時00分 「懇親会」午後6時00分

場所

南国酒家 迎賓館
(渋谷区神宮前 6-35-3 TEL 3400-0031)

議案

- 第1号議案 議事録署名人選出に関する件
- 第2号議案 第15期事業報告承認の件
- 第3号議案 第15期収支計算書報告及び 監査報告の件
- 第4号議案 第16期事業計画書（案）承認の件
- 第5号議案 第16期収支予算書（案）承認の件
- 第6号議案 役員改選（案）承認の件

懇親会参加費

4,000円（当日持参）

総会のみは出席無料。申込後、開催日前々日までに取消しの無い場合は、参加費を申し受けます。

※一般社団法人のため、構成員である会員各位の過半数の方々が出席されなければ、「総会」は成立いたしません。但し、ご欠席の場合、「委任状」のご提出があれば出席されたものとみなされます。是非ともご協力の程お願い申し上げます。

平成24年分の所得税・消費税の申告は申告期限内にお済みですか・・・？

◎ 申告の内容が間違っていたことに気付いた時・・・申告の誤りは訂正できます！

○税額を多く申告していたときは、「更正の請求書」を提出…正当と認められた場合、納めすぎた税金が還付されます。

○平成23年12月2日以降に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求期間が延長されました。

手 続	「更正の請求書」を所轄税務署に提出
期 間	原則として法定申告期限から5年以内（改正前：1年）
注 意	「更正の請求」をする理由の基礎となる事実を証明する書類を添付していただく必要があります。

○税額を少なく申告していたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に訂正して下さい。新たに納付する税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付して下さい。

手 続	「修正申告書」を所轄税務署に提出
期 間	税務署から更正を受けるまではいつでも可能。なるべく早く申告して下さい。
注 意	税務署の調査を受けた後の修正申告、また更正を受けた場合は、過少申告加算税又は重加算税がかかる場合があります。

※過少申告加算税 新たに納めることになる税額の10(15)%
重加算税 " 税額の35(40)%
※修正申告により新たに納付することになった税額を納める時は、法定納期限の翌日から納付日までの期間について、延滞税がかかります。

◎ 申告を忘れていた時・・・速やかに申告と納税をして下さい（期限後申告）

- ①期限後申告の納期限は申告書を提出する日です。
- ②期限後申告をしたり、申告をしないために税務署から所得金額の決定を受けたりすると、納めるべき税金の5(15)%の無申告加算税（重加算税は40%）がかかります。
- ③また、法定納期限の翌日から納付日までの期間について、延滞税がかかります。

納税証明書を取得するには… 国税に関する納税証明書は4種類、所轄税務署で発行します

納税証明書とは、確定申告書等を提出した場合の所得金額、納付税額又は未納の税額が無いことなどを証明する書類で、個人の所得税・消費税、法人の法人税等について取得が可能です。

- ①どんな時必要なのか……………●金融機関から融資を受ける際、資格審査を受ける際など
- ②納税証明書の種類と手数料……………●その1・2→税目数×年度数×枚数×400円 ●その3・4→枚数×400円
（電子納税証明書の手数料……………●その1・2→税目数×年度数×370円 ●その3・4→370円）

納 税 証 明	その1	納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明
	その2	所得金額の証明（個人－申告所得税に係る所得金額） （法人－法人税に係る所得金額）
	その3	未納の税額がないことの証明 その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税） その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）
	その4	証明を受けようとする期間に、滞納処分を受けたことがないことの証明

③納税証明書の交付請求方法について

納税証明書交付請求書	請求用紙・記載要領は、税務署の窓口又は国税庁ホームページから入手することができます。
------------	--

(請求方法)

- ① 納税地を所轄する税務署に、納税証明書交付請求書、本人（法人の場合は代表者本人）確認書類（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード（顔写真付）等）、印鑑を持参のうえ請求。
- ② 本人が来署できない時は、交付請求書、本人からの委任状と、代理人の方の本人確認書類、印鑑が必要となります。
- ③ 郵送で請求する場合には、交付請求書、手数料相当額の収入印紙、切手貼付済返信用封筒を同封のうえ所轄する税務署に送付します。

● 都税についてのお知らせ ●

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人都民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産）（23区内）
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告	○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○異動届出 ○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	○償却資産申告
電子納税	○本税の納付 ○加算金の納付	○延滞金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付

エルタックス

検索

<利用手続についてのお問い合わせ>

【**eLTAX** ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【**eLTAX** ヘルプデスク】 0570-081459（IP電話・PHSをご利用の場合：045-759-3931）
月～金 午前8時30分～午後9時
（土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く）

<申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 渋谷所管都税事務所の各税目担当係
【電子納税】 渋谷都税事務所の徴収管理係
渋谷都税事務所 電話 03-3463-4311（代表）



★(社)渋谷青色申告会会費を口座振替でお支払いの会員の方へ★ 5月7日(火) 平成25年4～7月分(6,000円)がご指定の口座より振替られます

会費を口座振替でお支払いの会員の方は、ご指定のお口座の残高をご確認下さい。
なお、郵便局より振込票によりお支払いいただいている会員の方、当会では口座自動振替を進めておりますので、変更の手続きをお願い致します。事務局（担当：野口 TEL 03-3463-7043）までご連絡下さい。
口座自動振替の手続きが間に合わない場合、翌月の再請求になりますのでよろしくお願い致します。

● 5月の税務相談日 ●

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい

日時	5月15日(水) 午前10時～午後4時
場所	(一社) 渋谷青色申告会事務局
費用	無料



お1人約1時間を予定しております。(予約制)

事務局までお電話でご予約をお願いいたします。03-3463-7043

～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

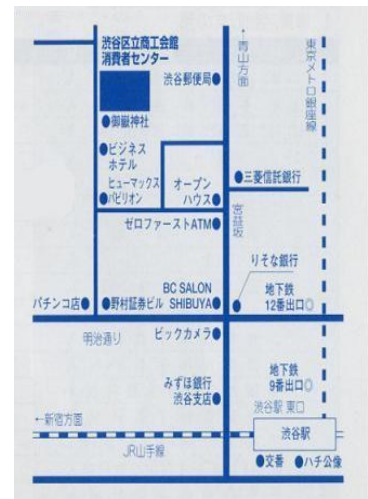
これから会計ソフトを使い始めようとお考えの方向けの教室です。

弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の仕方まで、

講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります ★

日時	5月29日(水)・30日(木) 午前の部(不動産所得者向け) 9:30～12:30 午後の部(事業所得者向け) 13:30～16:30
会場	渋谷区立商工会館 6階 クラブ室 渋谷区渋谷1-12-5
定員	午前・午後の部 各8名
費用	無料
申込	事務局までお電話でどうぞ TEL 3463-7043



● 小規模企業共済(退職金制度)加入のご案内 ●

～ 個人事業主の共同経営者も加入できるようになりました ～



1. 加入できる方…小規模の個人事業主・個人事業主の共同経営者、会社役員
2. 掛 金…月額 1,000円～70,000円 (500円刻み)
3. 特 典…掛金は全額所得控除の対象。事業資金等貸付制度があります
4. 共済金の受取…事業廃業・個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任・死亡
役員退職・老齢給付などの時

お問い合わせは 事務局 中山まで TEL 3463-7043

● e-Tax情報 ● 事務局送信サポート 1,755件

会員の皆様、ご利用ありがとうございました。引き続きご利用をお願い致します。

また、これからe-Taxを始めようとお考えの方は、事務局までお気軽にご連絡ください。